茨城県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業における 指定医療機関指定要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業 の指定医療機関の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(指定医療機関の指定)

- 第2条 知事は、医療機関からの本事業の指定申請に対し、妊孕性温存療法実施医療機関 (検体保存機関)又は温存後生殖医療実施医療機関として、以下の(1)又は(2)の 医療機関を指定医療機関として指定する。
 - (1) 妊孕性温存療法実施医療機関

妊孕性温存療法実施医療機関(検体保存機関)(以下、「妊孕性温存療法指定医療機関」という。)として、日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会が承認(仮承認を含む)した医療機関のうち、第4条に定める事項を実施できる医療機関

(2) 温存後生殖補助医療実施医療機関

温存後生殖補助医療実施医療機関(以下、「温存後生殖補助医療指定医療機関」 という。)として、日本産科婦人科学会が承認(仮承認を含む)した医療機関のう ち、第4条の2に定める事項を実施できる医療機関。

2 他の都道府県知事が指定した指定医療機関については、知事が指定したとみなすこと ができる。

(指定手続)

- 第3条 前条の規定により知事の指定を受けようとする医療機関は、茨城県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業指定医療機関指定申請書(様式第1号)及び妊孕性温存療法実施医療機関にあっては、妊孕性温存療法に係る治療内容(別紙)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請書を受理した後、速やかに審査し、適当と認めるとき は茨城県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業指定医療機関指定 通知書を交付する。

(妊孕性温存療法指定医療機関の実施事項)

- 第4条 妊孕性温存療法指定医療機関は、それぞれ次に掲げる事項を実施しなければならない。
 - (1) 対象者への情報提供・相談支援・精神心理的支援を行うこと。
 - (2) 対象者に対して茨城県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成 事業実施要綱第4条に定める治療を実施したことを証明する妊孕性温存療法証明 書(様式第2-1号)を交付すること。

- (3) 臨床情報等のデータを日本がん・生殖医療登録システムへ入力するとともに、 定期的(年1回以上)に対象者のフォローアップを行い、自然妊娠を含む妊娠・ 出産・検体保存状況及び原疾患の転帰等の情報を日本がん・生殖医療登録システ ムへ入力すること。
- (4) 対象者に対して、対象者自身で自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及び 原疾患の転帰等の情報の入力が可能な専用のスマートフォンアプリの取得及び使 用を促すこと。
- (5) 対象者に対して、次のとおり同意を得ること。
 - ア 妊孕性温存療法を受けること及び国の定める小児・AYA世代のがん患者等 の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱に基づく妊孕性温存療法及び温存後 生殖補助医療の研究(以下「国研究事業」という。)への臨床情報等の提供を 行うことについて説明を行った上で、研究に参加することの同意を得ること。
 - イ 対象者が未成年患者の場合は、できる限り本人に対しても説明を行った上で、 親権者または未成年後見人による同意を得ること。
 - ウ イの同意取得時に未成年だった対象者が成人した時点で、検体凍結保存の継続について、説明を行った上で同意を得ること。

(温存後生殖補助医療指定医療機関の実施事項)

- 第4条の2 温存後生殖補助医療指定医療機関は、それぞれ次に掲げる事項を実施しなければならない。
 - (1) 対象者への情報提供・相談支援・精神心理的支援を行うこと。
 - (2) 対象者に対して茨城県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成 事業実施要綱第4条の2に定める治療を実施したことを証明する温存後生殖補助 医療証明書(様式第2-2)を交付すること。
 - (3) 臨床情報等のデータを日本がん・生殖医療登録システムへ入力するとともに、 定期的(年1回以上)に対象者のフォローアップを行い、自然妊娠を含む妊娠・ 出産・検体保存状況及び原疾患の転帰等の情報を日本がん・生殖医療登録システ ムへ入力すること。
 - (4) 対象者に対して、対象者自身で自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及び 原疾患の転帰等の情報の入力が可能な専用のスマートフォンアプリの取得及び使 用を促すこと。
 - (5) 対象者に対して、温存後生殖補助療法を受けること及び国研究事業への臨床情報等の提供を行うことについて説明を行った上で、研究に参加することの同意を得ること。

(変更の届出)

第5条 指定医療機関は、様式第1号の申請内容に変更があった場合は、茨城県小児・A YA世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業指定医療機関指定変更届(様式第3 号)を知事に提出する。

(指定の辞退)

第6条 指定医療機関は、指定を辞退する場合は、茨城県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業指定医療機関辞退届(様式第4号)を知事に提出する。

(指定の取消し)

第7条 知事は、指定医療機関より指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が指定要件を欠くに至ったとき、又は、指定医療機関として不適当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができる。

取消しにあたっては、他の妊孕性温存療法指定医療機関等と連携し、当該医療機関で 治療を行った者、治療中の者、治療を希望する者が不利益を被ることのないよう対応す ることを指示することや、十分な周知を行う等の対応を行うこととする。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和5年6月19日から施行する。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。